

長井市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 長井商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる一般財団法人置賜地域地場産業振興センターは、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「長井市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を長井商工会議所に置く。

(目的)

第4条 協議会は、長井市中心市街地活性化における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、長井市の中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 長井市が作成する法第9条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)並びに法第9条10項に規定する認定基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

(構成)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 長井商工会議所
- (2) 一般財団法人置賜地域地場産業振興センター
- (3) 長井市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

(組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。

(役員)

第8条 会長は、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにアドバイザーを委嘱することができる。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上から会議の招集請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会等の設置)

第13条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織（以下「幹事会等」という。）を置くことができる。

2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の支出は解散の日をもって打ち切り、長井商工会議所がこれを清算する。

(補足)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

1 この規約は、平成26年7月29日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。